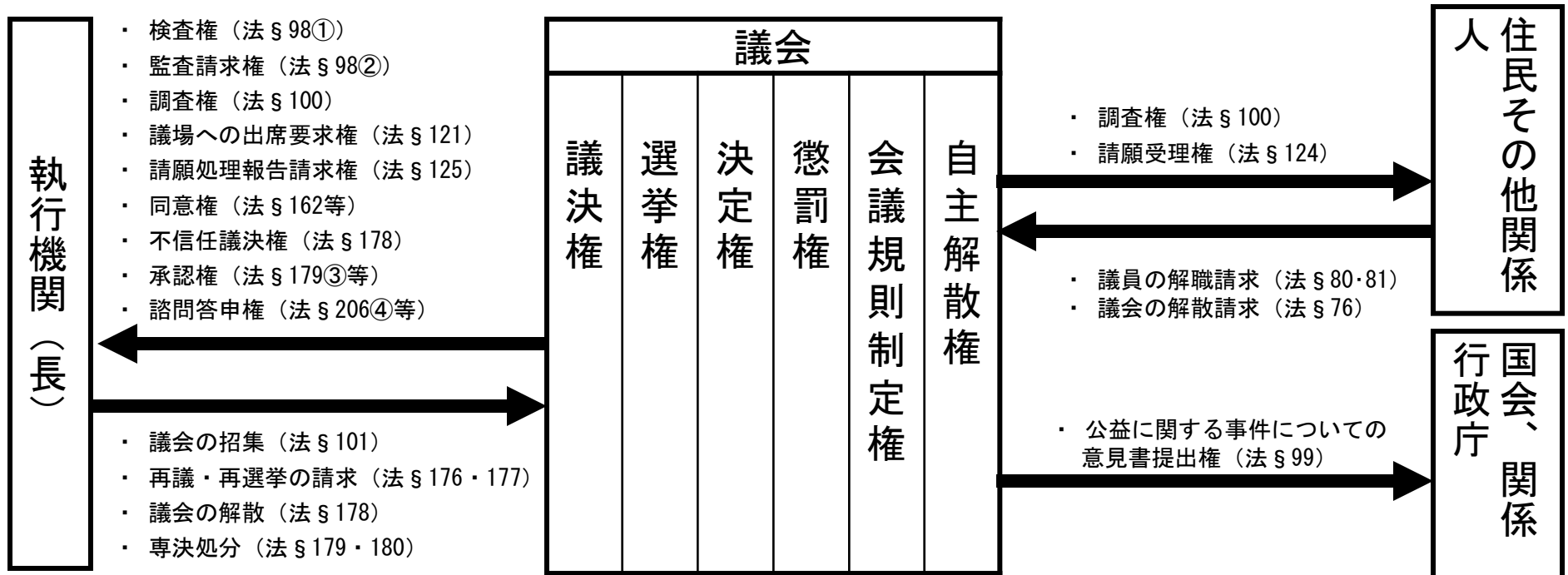


議会のあり方・長と議会の関係について

現行制度の概要（議会を中心に）

- 議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として置かれる。
- 地方自治法においては、都道府県・市区町村等の団体の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。
- 議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされている。

【参考】議会の権限と長その他の執行機関等との関係



※ 議会と長との意見が対立した場合の調整方法

- 議会による長の不信任決議
→長による議会の解散（法§178①・②）
- 長の専決処分（法§179）
※ 議会が成立しない場合・再度招集してなお会議を開くことができない場合・特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合・議会が議決すべき事件を議決しない場合
- 長の再議
 - ① 条例の制定・改廃、予算の議決に関し異議がある場合（法§176①～③）
 - ② 議会の議決・選挙に権限逸脱・法令違反があると認める場合（法§176④～⑦）
 - ③ 議会で議決されたものが収支に関し執行できないものがあると認める場合（法§177①）
 - ④ 議会が団体の義務に属する経費等を削除・減額する議決をした場合（法§177②～④）

◇ 不信任議決に関する状況

出典：総務省調べ（平成15年4月1日から平成19年3月31日まで）

	不信任案を上程した団体数	不信任案を上程した件数	議決の結果		議決後の状況			議会解散後の状況			
			可決	否決	議会解散	失職	その他(辞職)	再度不信任案上程		上程しなかったもの	(解散後又は選挙後、長において辞職したもの)
								可決	否決		
都道府県	2	2	1	1			1				
市区町村	47	52	13	39	11	1	1	3	1	7	(2)

【不信任案の理由（一例）】

- ・ 県発注の公共事業に関し、競争入札妨害の容疑で県幹部職員が逮捕され、県行政に大きな混乱を引き起こさせたばかりでなく、県民の県政に対する信頼を大きく失墜させた
- ・ 合併協議会の離脱を宣言し、議会に相談なく合併協議会を離脱した
- ・ 答弁内容、言動に対する不信任
- ・ 百条委員会での調査結果、証言拒否等、契約入札事務に係る財務規則違反

議会のあり方に関するこれまでの主な議論等

【「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」（平成21年6月16日・第29次地方制度調査会）（抄）】

第3 議会制度のあり方

2 議会制度の自由度の拡大

(2) 議会の招集と会期

…議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地からは、議会運営のあり方についても、より弾力的な形態を考えていくことが求められる。

例えば、諸外国の地方議会においては、毎週定期的に会議を開催するなどの運営も行われている。このような議会運営は、多様な人材が議会の議員として活動することを容易なものとするほか、住民にとっても傍聴の機会が拡大するなど、住民に身近な議会の実現に資するものと考えられる。我が国においても、特に、基礎自治体の議会においては、このような柔軟な議会運営を可能とする要請は高いものと考えられる。

今後一層住民に身近な議会を実現し、柔軟な議会運営を可能とする観点から、長期間の会期を設定してその中で必要に応じて会議を開く方式を採用することや、現行制度との関係や議会に関する他の諸規定との整合性に留意しつつ会期制を前提としない方式を可能とすることなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するよう必要な措置を講じていくべきである。この場合、議場への出席を求められる執行機関について、その職務遂行に支障が生じないように配慮すべきである。

このような方策を活用することを通じて、議会における議員同士の議論を行う機会を拡大させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべきである。…

3 議会の議員に求められる役割等

(2) 勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備

…また、勤労者について、立候補を容易にするため、これに伴う休暇を保障する制度や、議員活動を行うための休職制度、議員の任期満了後の復職制度等を導入することなどが考えられる。この点については、我が国における労働法制のあり方やその背景となる勤労者の意識、勤務実態等にも関わる課題であることから、まずは、議会の活動を社会全体で支えるべきであるという意識の醸成に努めつつ検討していくべきである。…

公務員については、現行制度において、職務専念義務が課せられ、また、公務の中立性の観点からその政治的行為が制限されているほか、公職への立候補の制限、地方公務員については地方議会の議員との兼職の禁止等の規制がされている。

公務員が地方議会の議員として活動することは、行政分野に通じた人材が議員として活動することとなり、有益な面があることから、公職への立候補制限の緩和や、地方公務員と当該地方公務員が所属する地方公共団体以外の団体の議会の議員との兼職禁止の緩和などの方策が必要ではないかとの意見がある。

この点については、公務員が政治的活動と密接不可分である議員活動を行うことについての社会的な理解が得られることが前提となることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務のあり方等にも配慮しつつ、前記のような休暇制度、休職・復職制度等の導入に関する検討と併せて、引き続き検討の課題としていくべきである。

【「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成17年12月8日・第28次地方制度調査会）（抄）】

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

…地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。…

…議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

【議会機能の充実・強化を求める緊急要請（平成22年1月21日）（全国都道府県議会議長会）（抄）】

- (1) 第29次地方制度調査会が答申した議会の権限強化等に係る次の事項について法令改正を行うこと。
 - ① 契約の締結、財産の取得・処分議決対象について、条例で定めることができる範囲を拡大すること。
 - ② 地方自治法第96条第2項を改正し、法定受託事務も議会の議決事件の対象とすること。
 - ③ 議会への経営状況報告の対象となる法人の範囲を拡大すること。
 - ④ あらかじめ付議された事件に限定されている臨時会の活動能力及び継続審査事件に限定されている閉会中の委員会の活動能力の制限撤廃を含め、会期制の見直しなど、より弾力的な議会の開催のあり方を促進するに必要な措置を講じること。
- (2) 本会がかねてから要請している議会の権限強化のための次の事項について法律改正を行い、地方政府における立法府にふさわしい位置付けを行うこと。
 - ① 真の二元代表制を実現するため、議長に議会の招集権を付与すること。
 - ② 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。
 - ③ 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。
- (3) 議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう法律改正を行うこと。

【「地域主権」確立のための改革提案（平成22年1月・大阪府知事）（抄）】

○ 議院内閣制 ～「地方政府」の機能・役割に応じた地方議会のあり方を～

〔課題意識〕

※ 真の地域経営は住民に、これまで以上に責任と判断を求める。住民が、より参加しやすく、より納得できる地方政府経営、議会運営が必要。広域地方政府と基礎地方政府の機能・役割や規模等に応じた多様な議会のあり方を自己決定できるようにすべき。

※ ただし、「お手盛り」にならない適切な自己決定のためには、外形的基準が必要。

〔改革の方向性〕

※ 多様な住民の参画が可能となるよう、多様な議会運営、議員のあり方を検討すべき。

- ・ 議会運営（開催時期、期間、頻度、時間帯など）
- ・ 議員（専門職議員か兼業議員か、議員数、報酬額をどうするのかなど）

（例） 基礎地方政府においては、兼業議員とした上で、現行の上限を上回る議員数とし、報酬額でバランスをとり、議会を夜間にも開催するなど柔軟運営を行う、などの選択もあり得る。

- 議員定数上限の単純な撤廃は反対
議員報酬がある場合は、議員定数の上限は法定化すべき
議員報酬がない場合は、地方政府の裁量に委ねるべき

【参考】 諸外国における地方自治体の議会制度について

(第29次地方制度調査会第10回専門小委員会提出資料をもとに作成)

議会の権限等

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンシルマネージャー制度)	ゲマインデ	クライス	コミュン	ランスティング	コミュン	デパルトマン	レジオン	コムーネ	プロヴィンチア	レジオーネ (エミア・ローマニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
議会の招集権	監督官。形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。	首長（議長）		議長 ※ 議会が執行委員会、その他の委員会を選出する制度を採用。		議長(首長)	議長(首長) (※1)	議長(首長) (※1)	議長		議長	議長(※2)	
議案の提出権	首長(内閣)、議員。予算や政策の骨格については、首長(内閣)が提案。議員による動議の権限あり。	首長(議長)及び全議員の1/4以上の議員		委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び公営企業の取締役会		議長(首長)及び議員	議長(首長)及び議員	議長(首長)及び議員	首長、評議会(執行機関)、議員、地区評議員、2,000人以上の住民の署名による発議	首長、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長、評議会(執行機関)、議員、5,000人以上の住民の署名による発議	首長及び議員	

※1 デパルトマンとレジオンについて、議会は議長の発意に基づいて少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。また、議会は常務委員会又は議員の1/3以上の要求、特別な場合はデクレ(命令)によって開催される。

※2 選挙後最初の議会については、地方議会事務処長・事務局長・事務課長が議会を招集する。また、全議員の1/3以上の議員又は首長が請求したときは、議長は15日以内に議会を招集しなければならない(地方自治法第39条)。

	イギリス	ドイツ ※バーデン・ヴュルテンベルグ州		スウェーデン		フランス			イタリア			韓国	
	基礎自治体・広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体	基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体		基礎自治体	広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンスルマネー ジャー制度)	ゲマインデ	クライス	コミューン	ランスティング	コミューン	デパルトマン	レジオン	コムネ	プロヴァンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)	市・郡・自治区	特別市・広域市・ 道・特別自治道
議決権	制限列举。主な議決権は、基本法典の採択・変更、政策枠組や予算案の承認、執行機関が政策枠組と異なる政策を実施する場合の可否、委員の就任、議員の報酬スキーム。	概括的に規定		制限列举（列举事項については、委員会への委任は不可）。主な議決権は、事業の目標と方針、予算、課税その他の重要な財政的課題、専門委員会の組織と活動形態、委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出、監査委員及び監査委員代理の選出、政治的代表者に対する経済的な報酬の基準、各年度の活動報告の承認及び責任解除、住民投票。（地方自治法3章9条、10条）	当該コミューン行政に関するあらゆる事項について決定を行う。義務付けられている主な分野は、上水道事業、汚水処理事業、家庭廃棄物の処理事業、コミューン道の設置と維持管理、幼稚園と小学校の建設及び維持管理、コミューンの資産の維持管理、コミューンの基地の維持管理、コミューン社会福祉センターの設立	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式等の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定、公役務の創設・廃止、事業を行う組織の決定、公共工事の計画及び見積りについで決定（所管部局の決定）、経済的・社会的事業への関与の決定、デパルトマンの名において行われる訴訟についての承認（法律に規定）。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組等の決定、州への諮問を義務づけられている事項について審議・意見の陳述、国家計画の策定と遂行への協力、州計画の策定・承認、地方公共投資の調整措置の提案、不動産の取得、譲渡（法律に規定）。	制限列举。地方自治法典第42条	制限列举。エミリア・ロマーニャ州憲章第28条	制限列举（ただし、条例で定めるところにより議会の議決事項追加可能）（地方自治法第35条）			

会期

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。</p>	<p>※通常、議会は夕刻から開催される。</p>	<p>コミューン：一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。 ランスタイング：コミューンより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。</p>	<p>コミューン、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。</p> <p>※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18：00～20：00に議会が開催されている（ポローニャ市）。</p> <p>※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている（ポローニャ県）。</p> <p>※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。（2007年7月は13日開催。8月は休み）</p>	<p>定例会は毎年2回（6・7月中、10・11月中）開催される。</p> <p>定例会の招集日他、定例会の運営に関する事項は大統領令で定めるところにより各地方公共団体の条例で定める（年間の会議総日数及び定例会・臨時会の会期についても条例に委ねられている）。</p>

議員報酬

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> 基本的に給与は支給されていない（ロンドン議会議員には給与が支給されている。）。 法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり（1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法）、議員活動に伴う活動経費（旅費等）も支給される。 退職後に一部の議員には年金が支給される（2000年地方自治法）。 従来あった出席手当は廃止された。 <p>※ 議員は名誉職と考えられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。 通常、少額の報酬（月額）と出席手当が支給される。 <p>※ 議員は一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原則として無給であり専門職ではない。多くの地方議員が兼業である。 例外として、コミッショナー（執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。）には、フルタイムの専門職としての報酬が支払われる。 コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補填、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。
フランス	イタリア	韓国
<ul style="list-style-type: none"> コミューン：原則的に無償だが、人口10万人以上のコミューン議会議員は報酬を受けることができる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。 デパルトマン・レジオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> コムーネ：出席に応じた日当を支給。 プロヴィンチア：出席に応じた日当を支給。 レジオーネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。（エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条）。 	<ul style="list-style-type: none"> 従前は、議員は名誉職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正で名誉職の規定は削除された。さらに2005年の改正で地方議会議員に対して会期により支給される会期手当を、職務活動に対し支給する月次手当に転換された。 地方自治法施行令で定める範囲内で、各地方自治団体の議政費審議委員会が決定した金額以内で条例に定める議政活動費、公務旅費、月次手当が支給される。

職業公務員と議員の兼職可能性

※ 被選挙権の制限

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。</p>	<p>連邦、州、市町村における官吏等※1の被選挙権は、法律により制限できる。 ※ 一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。</p>	<p>コミューン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。 デパルتمان・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルتمان）議会議員には原則として立候補することはできない。 ※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。</p>	<p>コムエネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者※2は被選挙権を有しない。 レジオーネ議会議員：一定の公職にある者※3は被選挙権を有しない。</p>	<p>一定の公職者※4が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。</p>

※注1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※注2 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シタゴ（市町村長）及びコムエネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムエネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

※注3 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシタゴ、県知事、コムエネ理事、県理事を務める者（トスカナ州、1981年4月23日の州法第154号）

※注4 国家公務員・地方公務員（ただし、政党法の規定により党員となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合法・水産業協同組合法・山林組合法・葉たばこ生産協同組合法によりされた組合の常勤役員とこれら組合の中央会長、地方公社と地方公団の常勤役員、政党法の規定により党員になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※ 兼職の禁止

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<p>地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。</p>	<p>市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。 他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならぬわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。）。 ※ 官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。 ※ 一時離職制度※1が用意されている。 ※ 地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。</p>	<p>最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。 それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。</p>
フランス	イタリア	韓国
<p>デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員、役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。</p>	<p>コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない（地方自治法典第63条）。人口2000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない（1953年の法律）。レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議會議員、州評議員、欧州議會議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第122条）。</p>	<p>地方議會議員は、一定の公職※2との兼職は禁止されている</p>

※注1 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議會議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議會議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議會議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

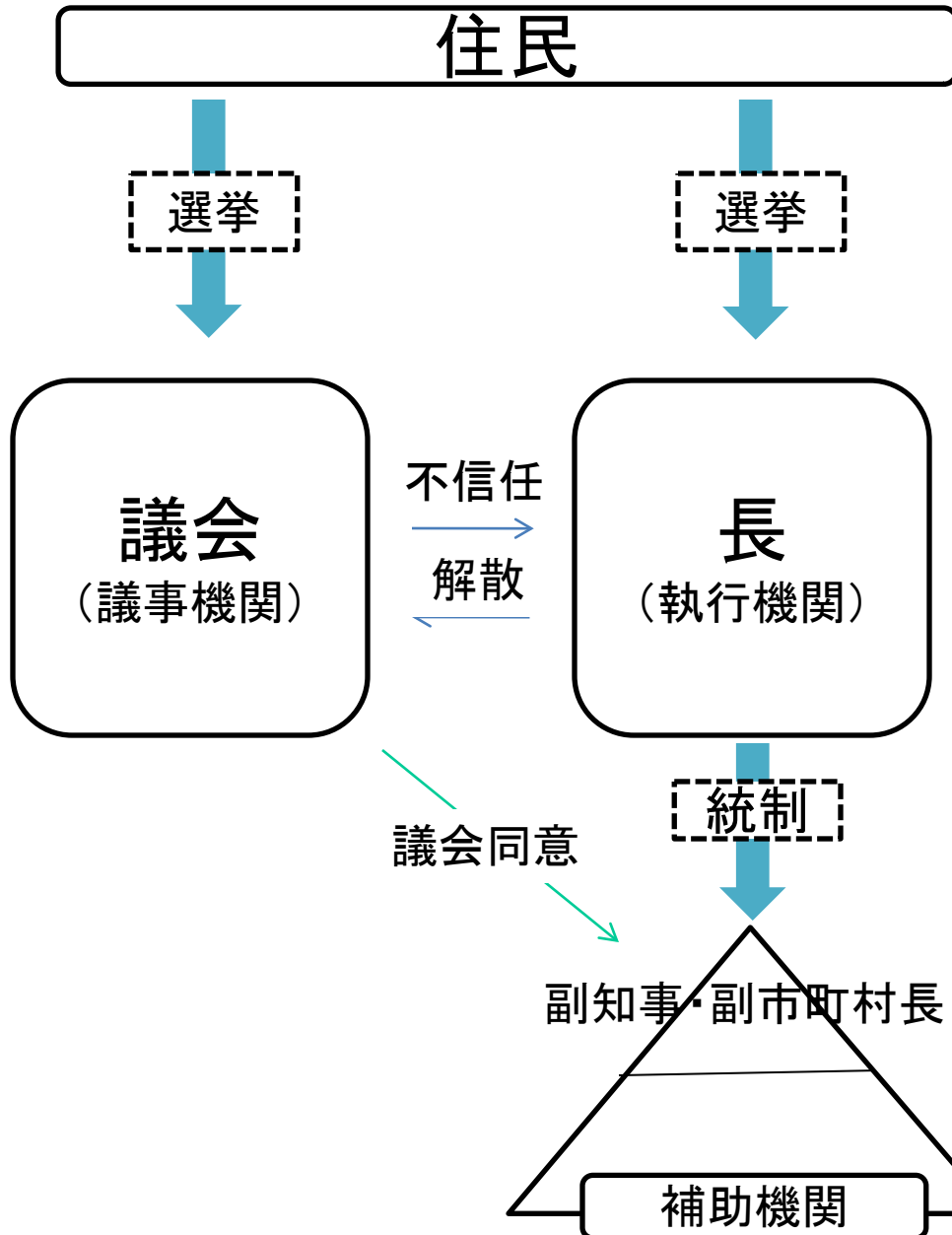
※注2 国会議員及び他の地方議會議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党員になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役職員、地方公社及び地方公団の役職員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人参協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役職員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党員となることができない教員

議員としての活動と休暇制度・休職制度・復職制度

イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	韓国
<p>民間の被雇用者について、議員への立候補に係る休職制度や復帰の制度は存在しない。</p> <p>地方公務員については、11、12p参照。</p> <p>Local Government and Housing Act 1989</p>	<p>一般の給与所得者や国・地方の公務員が法律による身分保障の制度に支えられてその身分を維持したまま公職選挙に立候補できる。当選した場合も、もともとの身分も失わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間被用者：地方団体総合法典による労働法典L.122-24-2の準用（国会議員になった場合の規定の準用）。 コミューン的首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県及び州の議長又は副議長に就任した場合、その任期が切れるまでの間、雇用契約を一時的に休止する旨規定されている。任期切れの後は、再選され公選職への就任が継続する場合は契約の休止状態が継続する。再選されず復職しようとする場合は、任期切れ後遅くとも2か月以内にその意思を雇用主に通告すれば、その通告から2か月以内に従前の職又はそれと同等の給与が得られる職に復職できる。 公務員：公務員の権利と義務にかかる「一般身分規程」（公務員法典）により、その身分を放棄することなく「派遣」又は「休職」の扱いを受け公選職に就任する間、一般公務員としての職務の遂行から離脱することが可能。なお、地方公務員が自らの雇用主たる地方団体の議員になることはできない。 首長又は人口2万人以上のコミューンの助役、県又は州の議長又は副議長の職務を遂行しようとするときには、その申し出に基づき「派遣」扱いとする。（L.2123-10, L.3123-8, L.4135-8）それ以外の公選職に就任しようとするときには、その申し出により、現に雇用している当局の判断に基づいて「派遣」扱いにできる。 『フランスの選挙』山下茂著p.157以降参照。 	<p>地方議員に立候補する際の本来の職業に係る休職制度や、地方議員を退職した際に、本来の職業へ復職することを可能とするような特段の制度はない。</p> <p>地方議員は市町村も郡もボランティア、つまり無給である（実際は、自由な時間を取りやすい公的セクターに勤めている地方議員が多い。また、リタイヤした者や仕事をしていない者、自営の者もいる。）ので、通常は議員業務以外の業務をその収入確保のためにに行っていることになる。</p> <p>※官吏については11、12p参照。</p> <p>（参考） 郡法(LKr0)第26条第2項及び市町村法(G0)第32条第2項により、雇用者はその被用者が地方議員となることを妨げてはならず、また、地方議員の業務遂行のために必要な時間を与えなければならない。また、議員業務のため、本来得られる収入が得られなかった場合は、自治体はその相当額を補償している。</p>	<p>地方自治統一法典79、80条： 従属労働者（民間、公共）が市、県議員である場合、議会出席日には休暇取得（有給）する権利を有する。地方団体執行部に従事する場合、左記権利はそのままとして、毎月24時間（市長県知事は48時間）休職する権利を有する</p> <p>同81、86条： 市長、県知事、市、県議長、参事会助役は、任期中休職する権利（無給）を有する。地方団体議員が休職申請する場合、社会保障費は自ら負担する（2007年12月24日法律244号（予算法）で記の通り変更）</p> <p>休職 (Aspettativa)：1970年5月20日法律300号31条は、公職に就く雇用労働者の無給休職について規定する</p>	<p>地方議員に立候補する際の本来の職業に係る休職制度や、地方議員を退職した際に、本来の職業へ復職することを可能とするような制度はない。</p>

執行機関等のあり方について

現行制度の概要（執行機関を中心に）



- 議事機関として、議会を設置する（憲法93条1項）。
- 長及び議会の議員は、住民が、直接これを選挙する（憲法93条2項）。
- 長は独任制の執行機関として、
 - ・ 団体を統轄し、これを代表する（法147条）。
 - ・ 団体の事務を管理し及びこれを執行する（法148条）。
- 長は議会の同意を得て、副知事・副市町村長を任命する。
 - ※ 条例で定数を自由に定めることができる。
 - ※ 内部的補佐にとどまらず、長の命を受け、長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行う。

長とその組織

【参考】 第1回会議
参考資料より抜粋

長

- 当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(法 § 147)
- 当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。(法 § 148)

(所掌事務の例示)

- ・ 議会の議決を経べき事件につき議案を提出すること。
- ・ 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金・使用料・加入金・手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。
- ・ 会計を監督すること。
- ・ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- ・ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
- ・ 証書及び公文書類を保管すること。
- ・ その他、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

執行機関

副知事・副市町村長

- 長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する。(法 § 167)

会計管理者

- 当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。(法 § 168)

(所掌事務の例示)

- ・ 現金・有価証券・物品の出納及び保管
- ・ 小切手の振出
- ・ 現金・財産の記録管理
- ・ 支出負担行為に関する確認
- ・ 決算の調製、長に提出

専門委員

- 長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。(法 § 174)

- 執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う。
(法 § 138-4④・法 § 202-3①)

附属機関

内部組織



- 長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(法 § 158①)

総合出先機関

- 長の権限に属する事務を分掌するため、条例で、必要な地に、支庁・地方事務所(都道府県)、支所・出張所(市町村)を設けることができる。(法 § 155 ①)

特別出先機関

- 法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。(法 § 156①)

補助機関

執行機関等に係る見直しに関する視点（案）

規模の大きな自治体におけるトップマネジメントのあり方に関する視点

- 規模の大きな自治体におけるトップマネジメントを強化するための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 「「地域主権」確立のための改革提案」（大阪府知事）（抜粋）
「都道府県や指定都市では官僚組織が大きく、厳格な二元代表制の下において、首長ひとりでは、政治主導による自治体経営には限界。」

長と議会の役割分担に関する視点

- 長と議会の役割分担をより明確化するための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 第2回会議における発言
「地方議会の場合は、首長の立場に立って議会運営を進めるという制度的なものがないので、議会側がその気になると、知事とか首長を常と呼んでということが出来る。…アメリカの大統領制というのは、執行部と議会との関係においては非常にビジネスライクに運営されていて、アメリカの議会では、政治家同士の議論は、盛んに行われているが、少なくとも大統領と議員の間でのやりとりというのはまず行われない。」

地方自治体の性格に応じた組織形態に関する視点

- 都道府県や市区町村の区別と団体の規模や性格を踏まえて組織形態を異なるものとするのが考えられないか。

【参考】

- 第27次地方制度調査会答申「今後の地方自治制度のあり方に関する答申について」（平成15年11月13日）（抜粋）
「組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。」
- 第2回会議における発言
「広域自治体と基礎自治体の議会及び議員の役割は異なる点があるということを明確にした上で、制度の検討をする必要がある。」

直接公選により民主的に強力な基盤を持つ長のあり方に関する視点

- 長の権限行使の適正化のための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」（平成18年4月・第二次地方（町村）議会活性化研究会）（抜粋）
「現行制度は長の側に明らかに権限過剰であり、世上いわれる抑制均衡とはなっていない点である。これは、日本の地方制度が出发点から地方議会の根幹性を認めず、終始脇役の地位に置いてきた結果であり、二元代表制の原理から逸脱する長の側の権限過剰がまかりとおってきたといえる。」
- 毎日新聞（平成22年3月14日）（社説）（抜粋）
「首長と議会は二元代表制の下、双方の協調とけん制の下で緊張感を保ちながら自治を形づくる責任を共有している。住民から直接選ばれたからといって、市政の独善的運営は慎まねばならない。」

地域主権改革における組織形態の自己決定に関する視点

- 地域主権改革（地域主権推進一括法案による改正後の内閣府設置法4条1項3号の3）
＝「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
～地域主権改革を推進するために、自治体はその組織形態を自ら選択できるとすることが考えられないか。

【参考】

- 「地方分権推進委員会最終勧告」（平成13年6月14日）（抜粋）
（第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して／V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策）
「第5に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。」
- 第2回地方行財政検討会議資料1／「検討の視点」（抜粋）
「地方自治法は、厳格な二元代表制を一律に採用しているが、より多様な組織を地方自治体自らの判断により決定できるような仕組みも考えられるか。」

諸外国における二元代表制の制度

① イギリスの「公選首長と内閣制度」

住民

選挙

選挙

議会

- ・重要事項に関する決定
- ・自治体運営の枠組み決定
- ・予算・政策枠組みの承認
- ・事務総長と幹部職員の任命
- ・内閣閣僚は、議員から任命

政策評価委員会

- ・政策決定及び執行の評価
- ・政策発展
- ・有権者代表としての地域との連携・調整

直接公選首長

- ・地域のリーダーシップ
- ・政策枠組みの提案
- ・予算提案
- ・政策枠組みの範囲内で執行に係る意思・戦略決定

内閣

- ・首長により任命
- ・首長の政策要領に基づく政策実施
- ・閣議又は各閣僚による執行に係る決定

(事務局)

事務総長及び幹部職員

- ・首長、内閣及び政策評価委員会に対する必要な助言と支援
- ・各部局における政策実施、確実なサービス供給

【選挙制度】 二元代表制

- ・首長は住民の選挙により直接選ばれる(任期4年)。

【各機関の関係】 議院内閣制と大統領制の折衷

- ・首長は、議員のうちから内閣構成員を任命する。
- ・首長は、予算・政策枠組みを提案し、議会は、これを承認する。
- ・内閣は、予算・政策枠組みに従い、首長の政策要領及び指揮の下、日々の政策を決定・実施する。
- ・内閣構成員以外の議員は、政策評価委員会の構成メンバーとなり、内閣の政策決定や執行状況を評価・監視する。

【内閣の構成等】 首長を中心に議員により構成

- ・首長は、内閣の議長となる。
- ・首長は、2名から9名の議員を構成員として任命する。
- ・首長は、内閣及び構成員の権限を設定する。事務局に権限移譲もできる

【議会による行政部局の統制】 幹部人事権を通じた統制

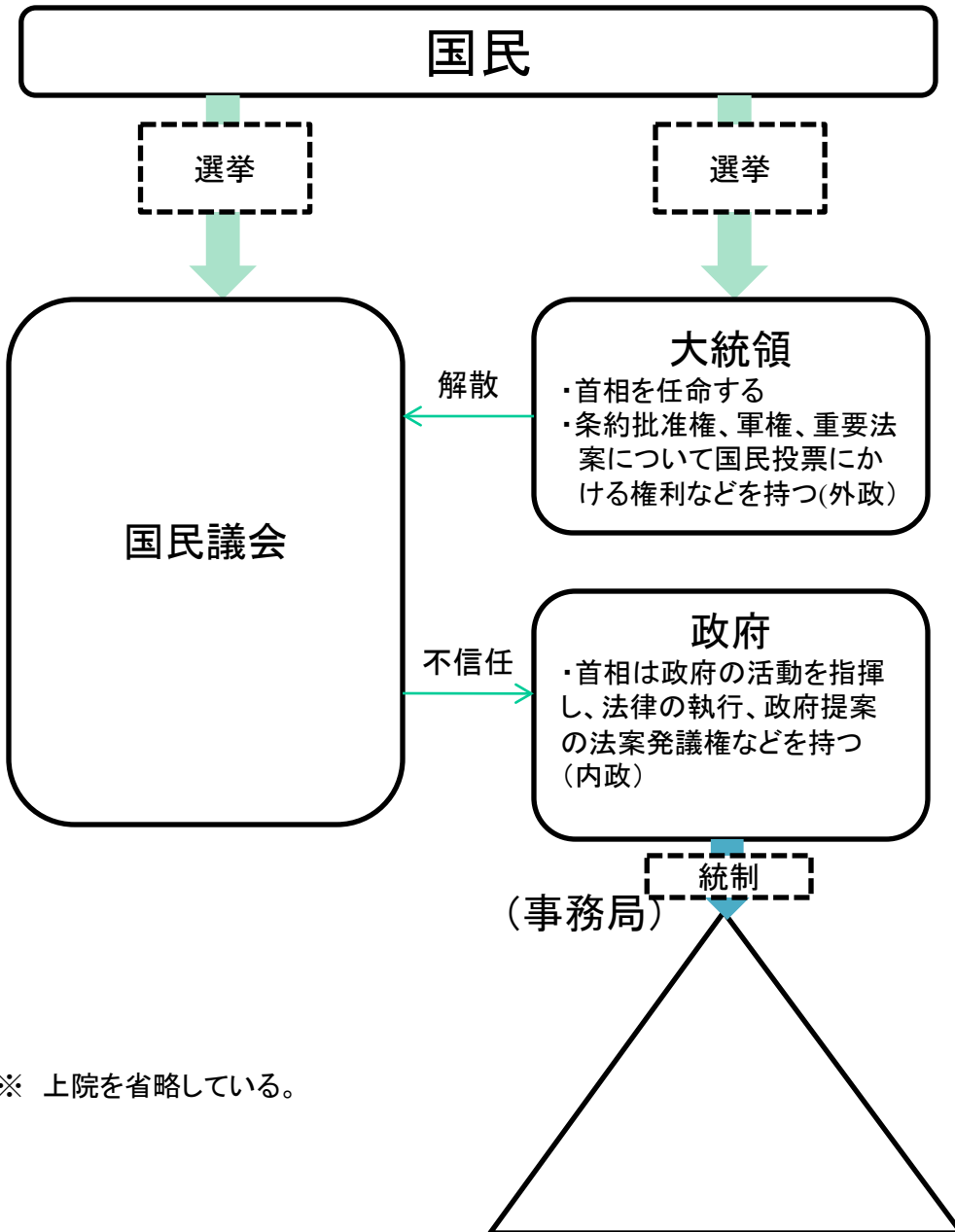
- ・議会に事務局の事務総長・幹部の人事権がある。

【参考】 イギリスの「公選首長と内閣制度」

2000年 地方自治法 以前	○ 従来、イギリスの地方自治体は、住民の選挙により選ばれた議員で構成される議会が議決機関のみならず執行機関の機能も併せ持っていた。
導入の経緯	<p>○ 議会の各委員会が執行機関となる議会統治型は、①会議に多大の時間が費やされる等の非効率性、②誰が実質的な決定をしているかわかりにくい等の透明性の欠如が批判されてきた。</p> <p>○ 2000年地方自治法では、3つのスタイルの執行機関の編成が規定され(①リーダーと内閣制度、②公選首長と内閣制度、③公選首長とカウンシルマネージャー制度(2007年地方自治法で廃止))、イングランド及びウェールズの地方自治体はいずれかを選択しなければならないとされた。 なお、人口8万5千人未満の二層制が適用されている地域のディストリクト又は住民投票が否決された場合で政府に認められた場合に限り、引き続き、④委員会制度を採用することも可能とされた。</p> <p>○ 自治体全域の住民の信任を得た公選首長は、強力なリーダーシップの下に自治体全域にわたる政策を推進できると期待されている。</p>
導入の 手続・状況	<p>○ 2006年5月現在で、①リーダーと内閣制度:314団体、②公選首長と内閣制度:12団体、③公選首長とカウンシルマネージャー制度:1団体、④委員会制度:59団体である。</p> <p>○ 公選首長の導入には、当初、議会の議決又は有権者の5%以上の請願を受けて住民投票を実施し、過半数の賛成を得ることが必要であった。 2007年地方自治法により、住民投票を実施しなくとも議会の議決により直ちに公選首長を導入できる途が開かれている。</p>
課題	○ 公選首長と議会多数派との政治党派のねじれが生じる可能性がある。

※ 前頁、本頁は、自治体国際化協会「イギリスの地方自治」(2003. 1)、田村秀「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」(2007.3)、自治体国際化協会「英国の地方自治(概要版)」(2009年改訂版)を参照し作成

② フランスの政府形態（第五共和制）



※ 上院を省略している。

【選挙制度】 二元代表制

- ・ 大統領は国民の選挙により直接選ばれる（任期5年）。

【各機関の関係】 大統領制＋議院内閣制

- ・ 執行権は、無答責の強い大統領と、対議会責任を負う首相とに分有される（二頭制）。
※ 執行府の実権を大統領が握れば大統領制的となり、首相が握れば議院内閣制的なものとなる。
- ・ 大臣に選ばれた議員は議席を失い、その補充員が代わって議席を得る。

【大統領と国民議会の関係】 大統領は解散権等を持つ

- ・ 大統領は、国民議会を解散できる。
- ・ 大統領は、法律の審署及び再審議請求の権限を持つ。

【大統領と政府の関係】 大統領は首相任命権等を持つ

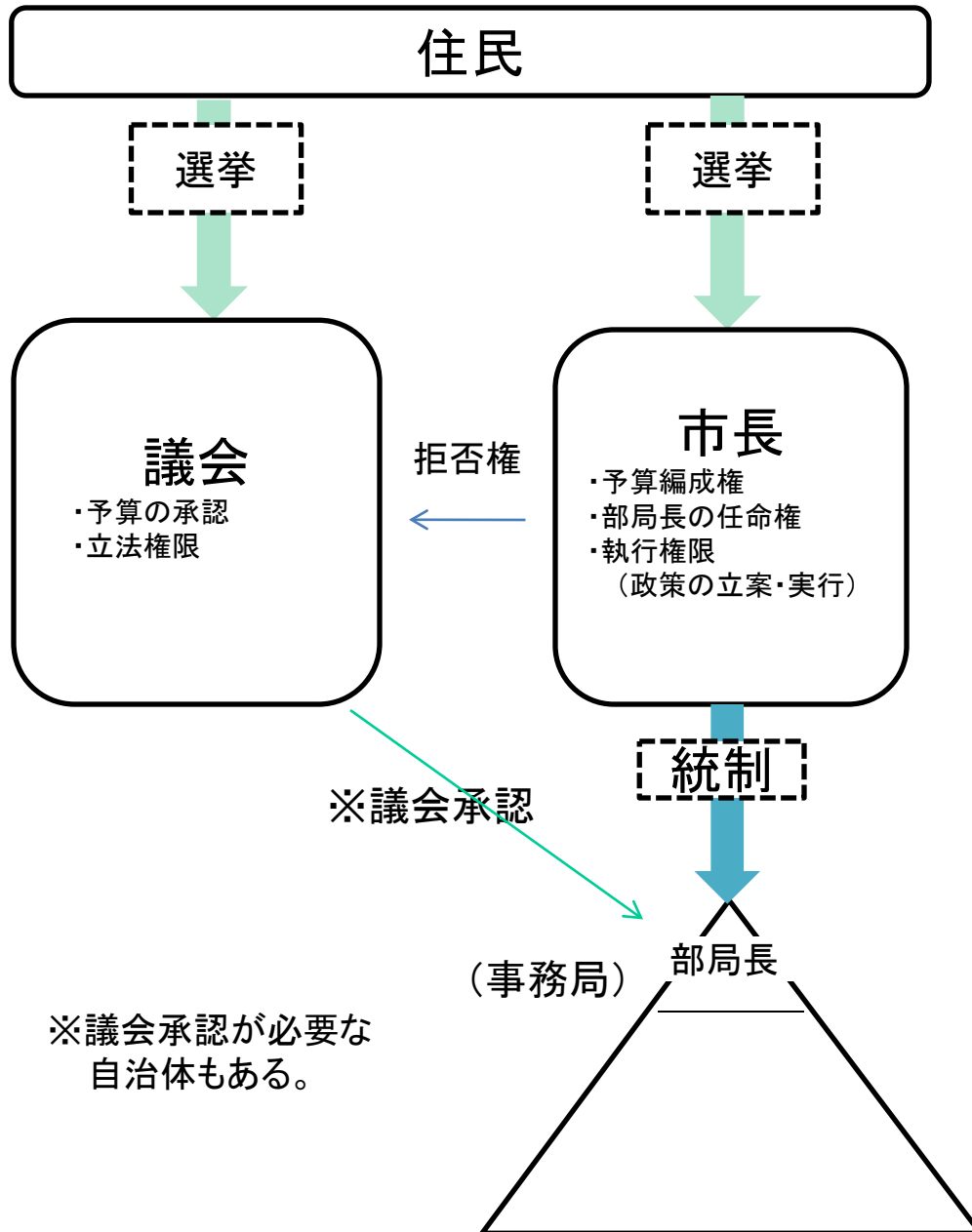
- ・ 大統領は、首相を任命する。
- ・ 大統領は、大臣会議（閣議）を主宰する。
- ・ 大統領は、オルドナンス及びデクレ（政令）の署名の権限を持つ。

【参考】フランスの政府形態「第五共和制」

1958年以前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第三、第四共和制においては、小政党が分立し、議会に安定した多数派が存在しなかった。そのため、議会に堅固な基盤を持ってない内閣は短命であった。 (第三共和制の65年で107の、第四共和制の12年で25の内閣が存在。)
導入の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政党間の利害対立(議会における対立)から距離をとって国民の統合と国家の独立を確保する国家元首(大統領)の地位を強化する新憲法は、1958年の国民投票により圧倒的多数の賛成を受けて成立し、ドゴール自身が大統領に選出されて、第五共和制へと移行した。 ○ 政府の対議会責任という議院内閣制の基本的な枠組みは否定されなかったため、執行権は、無答責の強い大統領と、対議会責任を負う首相とに分有されることとなった(執行府の二頭制)。
課題: コアビタシオン (保革共存)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国政の決定、指導」は政府に帰属するという憲法の規定がありながら、1986年までは、大統領が大臣会議の主宰、首相の任免などを通じてリーダーシップをとり、事実上国政の決定を行ってきた。党派的对立から離れて超然と「統治する大統領」というドゴール的大統領像は、ドゴール亡き後も絶大な影響力を持ってきた。 ○ 1986年、ミッテラン大統領を支えた社会党が保守連合に破れ、ミッテラン大統領は保守連合のシラクを首相に指名し、コアビタシオン(保革共存)といわれる保革共存政権が誕生して、二頭制の問題が現実となった。 ○ コアビタシオンのもとでは、大統領に敵対する議会多数派に支持された首相に対して、大統領は有力な対抗手段を持たないことが明らかになった。ミッテラン大統領は外交と国防は大統領に留保された領域であるとして首相を牽制したが、内政については基本的に主導権を首相に委ねた。議会多数派と大統領が対立する場合には、議会多数派に支えられた首相に政治の実権は移行し、一元的議院内閣制的な運用が生じるのである。

※ 前頁、本頁は、自治体国際化協会「フランスの地方自治」(2009. 8)、奥島・中村編「フランスの政治」(1993)を参照し作成

③ アメリカの「市長－議会型（強市長制）」



【選挙制度】 二元代表制

- ・ 基本的に市長は住民の選挙により直接選ばれる。
(任期は通常4年)。

【市長の役割】 執行権限を持つ

- ・ 基本的に市長は、行政府の長として、予算編成権や部局長の任命権※など、行政府に対して大きな影響力を持っている。

※ 議会承認が必要な自治体もある。

【議会の役割】 立法権限・市長コントロールの役割を持つ

- ・ 基本的に立法権限のほか、予算の承認など、行政府の長である市長の権限や政策に対して、チェック・アンド・バランスの機能を果たしている。

【市長と議会の関係】 市長が拒否権を持つ

- ・ 基本的に市長は議会に対して拒否権※を持つ。

※ 特別多数(議員定数の3分の2)の議決により覆される可能性がある。

【参考】アメリカの「市長－議会型」

採用する市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2500人以上の地方自治体の4割以上が市長－議会型を採用している(ICMA調査、2001年)。 ○ 大都市では、基本的に政治的な強いリーダーシップが求められるため、採用される傾向にあり、人口25万人以上の都市の約6割がこの組織体制である。
議会－支配人型における支配人の権限との相違	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会－支配人型における支配人も、市長－議会型の強市長と同様、予算編成権や部局長の任命権など、行政府の長として必要な権限を有するが、議会に対する拒否権を持たない。 (支配人は、議会に任命され、議会に対して責任を負う。)
市長の排除の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長－議会型(強市長制)では、基本的に住民の解職請求が認められる。 (支配人の場合、議会に任命される一方、議会の多数決により排除されるのと対照をなす。)
首席任命行政官(CAO)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長－議会型の地方自治体の約6割が首席任命行政官を置いている(ICMA調査、2001年)。職務内容は様ではなく、地方自治体ごとに異なる。 (議会－支配人型の場合、支配人を置くようデザインされているのと対照をなす。) ○ 市長－議会型の地方自治体の16%が、市長の首席任命行政官に対する任命に議会の承認が不要であるとしている(ICMA調査、2002年)。

※ 前頁、本頁は、自治体国際化協会「米国の地方自治体における組織体制と人事制度」(2006. 9)、自治体国際化協会「米国の州議会の概要」(2007.2)を参照し作成

【参考】 諸外国及び過去の日本の基礎自治体 における執行機関と議決機関との関係

【凡例】

- ・ 太二重線枠で囲まれた機関は、議決機関である。

市制・町村制制定時(明治21年)の日本

市制

町村制

公 民

公 民

選挙

選挙

市会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：
①条例・規則制定改廃 ②市費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥市有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨市有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩市吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪市に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

市会が推薦する3名の候補者のうちから内務大臣が天皇の裁可を得て任命

市会が選挙で選出、府県知事の認可

市会が選挙で選出

市参事会が推薦する者のうちから市会が選出、府県知事の認可

市参事会

【権限】①市会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②市の設置に係る建造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④市の権利保護、市有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦市を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨市参事会に委任された事務の処理 等

【任期】6年 **市長** (有給)

【権限】①市参事会の議決を受けて執行 ②市参事会の招集・市参事会の議長の職 ③市参事会の事務の専決処分
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助役 (有給)

【任期】6年
【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

名誉職参事会員 (無給)

【任期】4年(2年ごと半数改選)
【権限】市長の職務を補助・故障時の代理、市行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

【任期】6年 **収入役** (有給)

【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
【兼職禁止】市参事会員、所属府県の官吏、有給の市吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町村長 (原則無給)

【任期】4年

【権限】①町村会の議事準備、議決執行、違法議決等の執行停止、再議等 ②町村の設置に係る建造物の管理 ③歳入管理、支出命令、会計出納監視 ④町村の権利保護、町村有財産管理 ⑤吏員等の指揮監督 ⑥証書公文書類保管 ⑦町村を代表 ⑧使用料等の賦課徴収 ⑨町村長に委任された事務の処理 等

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

助役 (原則無給)

【任期】4年
【権限】町村長の事務を補助・故障時の代理、町村行政事務の一部を分掌
【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

収入役 (有給)

【任期】4年
【権限】収入受領、費用支払その他会計事務
【兼職禁止】町村長、助役、所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村会が選挙で選出、府県知事の認可

町村長が推薦する者のうちから町村会が選出、郡長の認可

町村会 (無給)

【任期】6年(3年ごと半数改選)

【権限】次の事項を議決：

①条例・規則制定改廃 ②町村費をもって支弁すべき事務 ③予算議決 ④決算認定 ⑤使用料等の賦課徴収の方法を定めること ⑥町村有不動産の売買等 ⑦基本財産の処分 ⑧新たに義務の負担をし、権利の棄却をなすこと ⑨町村有財産及び建造物の管理方法を定めること ⑩町村吏員の身元保証金徴収及びその金額決定 ⑪町村に係る訴訟及び和解に関すること

【兼職禁止】所属府県の官吏、有給の町村吏員、検察官、警察官吏、神官僧侶その他諸宗教師、小学校教師

現在の日本

住 民

選 挙

選 挙

議 会

【任期】 4年

【権限】 次の事項を議決 ①条例制定改廃 ②
 予算議決 ③決算認定 ④重要な契約の締結
 ⑤重要な財産の取得処分 ⑥負担附寄附・贈
 与收受 ⑦権利放棄 ⑧重要な公の施設の施
 設長期独占使用 ⑨普通地方公共団体がその
 当事者である審査請求その他の不服申立て、
 訴えの提起等 ⑩法律上その義務に属する損
 害賠償 ⑪区域内の公共的団体等の活動の綜
 合調整 ⑫その他法令等により議会の権限に
 属する事項 等) 検査・監査請求 意見書の
 提出 調査権 等

【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体
 の議会議員・常勤職員 等

再 議

不 信 任

解 散

市 町 村 長

【任期】 4年

【権限】 市町村を統轄代表し、市町村の事務
 を管理執行（担当事務はおおむね次のとおり
 : ①議案提出 ②予算調製・執行 ③地方税
 賦課徴収 ④決算議会認定付議 ⑤会計監督
 ⑥財産取得・管理・処分 ⑦公の施設の設置
 ・管理・廃止 等)

【兼職禁止】 衆・参議院議員、地方公共団体
 の議会議員・常勤職員 等

行政委員会

- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 人事委員会/公平委員会
- ・ 監査委員
- ・ 農業委員会
- ・ 固定資産評価審査委員会

選 任 (議会同意)

選 任

副市町村長

【任期】 4年

【権限】 ①長の補佐 ②補助機関た
 る職員の担当事務の監督 ③長の
 職務代理 等

【兼職禁止】 衆・参議院議員、地
 方公共団体の議会議員・常勤職員
 等

会計管理者

【権限】 ①現金・有価証券・物品
 の出納保管 ②小切手振出 ③
 決算調製 等

フランス

住 民

選挙

コミューン議会

【任期】 6年

【権限】 次の事項を議決：①予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組み・方式の決定 ②財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更 ③公益事業の創設及び組織化 ④公共工事請負契約に関する枠組みの決定 ⑤コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認 ⑥職員の本分規定、職の創設及び廃止 等

議員のうちから選出

執行理事会

【任期】 6年

議会議長＝首長（メール）

【権限】 ①執行機関としての権限：コミューン議会の決定を執行、予算作成・支出命令、財産管理、契約に署名、公共工事指揮、裁判においてコミューンを代表 等 ②議会がメールに委任できる権限：駐車料金等租税的性格を持たない使用料決定、予算で決められた起債、③国の代表としての権限：司法警察官吏としての職務（刑法違反の証明、証拠収集、告訴告発の受理等）、戸籍官としての職務、県地方長官の監督の下での法令・規則の公布・執行 等

【兼職禁止】 国の財政部局の職員等、欧州議会の議員、州議会議長、県議会議長、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員

【任期】 6年

副首長（1～10数名）

【権限】 メールの監視と責任の下、メールから委任された特定の行政分野における権限執行、その職務の範疇でメールを補佐。メールが欠けた場合の職務代行 等

【兼職禁止】 国の財政部局の職員等

議員のうちから選出

会計官

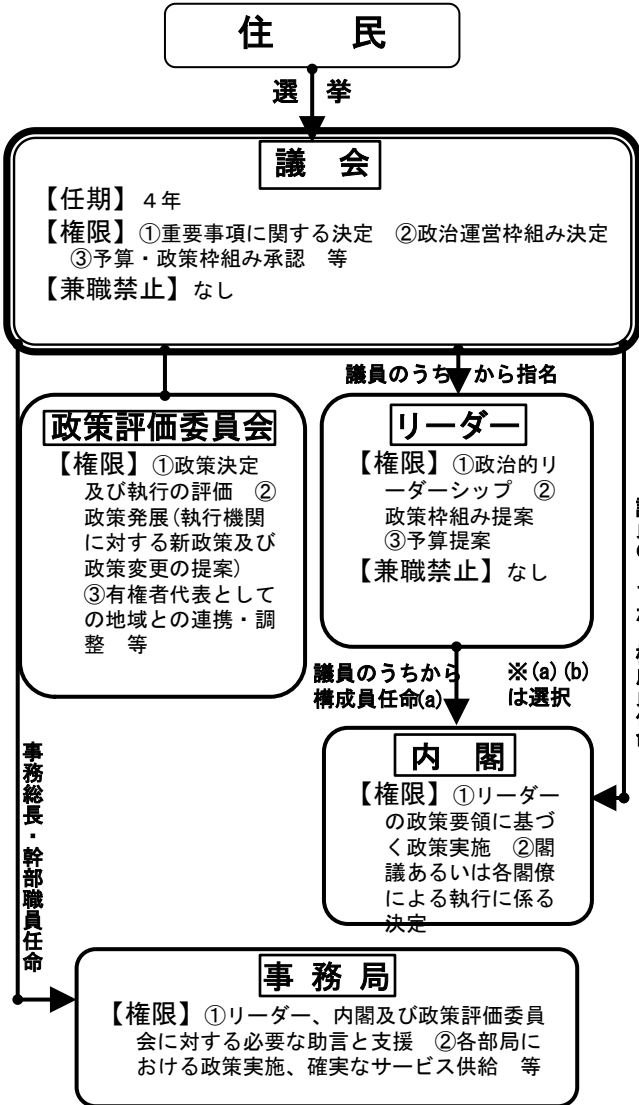
（大臣の任命）

【権限】 支出命令の確認 等

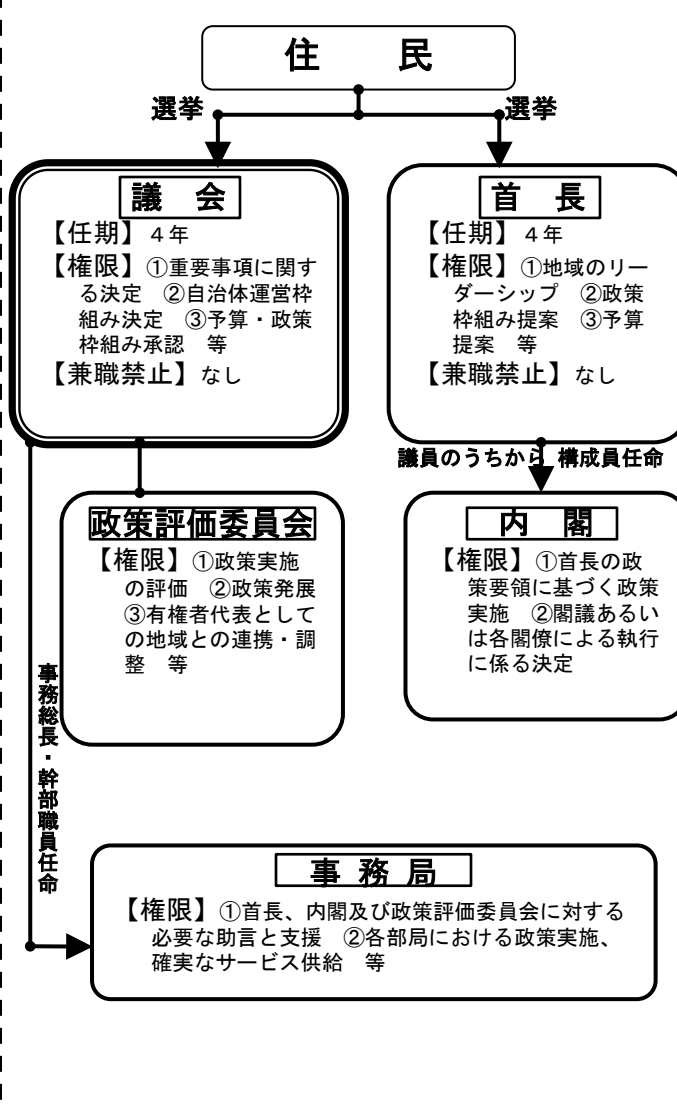
【兼職禁止】 国の会計官の職

イギリス

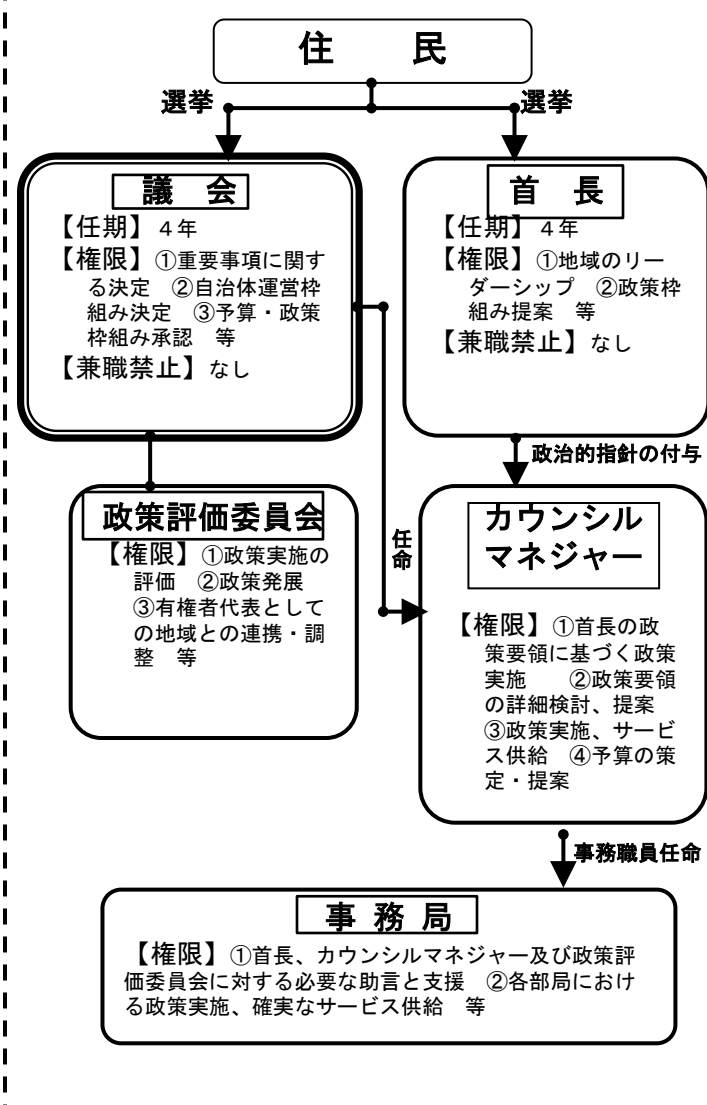
① リーダーと内閣制度



② 公選首長と内閣制度



③ 公選首長とカウンシルマネージャー制度



(注1)：「2000年地方自治法」（イングランド及びウェールズ地方に適用）で、従来型の議会全体で行ってきた政策決定とその評価に係る責任の所在を、政策決定に責任を持たせるエグゼクティブ（内閣構成議員）と政策評価を担当するバックベンチャー（一般議員）に明確に区分する3つの地方自治体構造モデルを示し、すべての地方公共団体（人口85,000人未満の小規模自治体は除く。）にこのいずれかを選択することを義務付けた。

(注2)：人口85,000人未満の地方公共団体等は、上記3類型に加えて従前の委員会制も選択可能。

(注3)：イングランドとウェールズの6大都市圏及び各カウンティに公安委員会が設置されている。

イタリア

住民

選挙

コムーネ議会

- 【任期】 5年
- 【権限】 ①憲章、公社の定款、一般的基準の制定、総合計画、財政計画、公共事業計画、地域都市計画、予算の決定 ②基礎自治体(コムーネ)間・広域自治体(プロヴィンチア)との協約締結 ③公営企業・公社の設立 ④税等の決定 ⑤地方債の発行等
- 【兼職禁止】 複数の地方議員・評議員

選挙

評議会

- 【権限】 ①議会の定めた行政の一般方針をシンダコとともに実施 ②年一回議会に対する活動報告 ③議会に対する予算案提案 ④議会の定める一般的基準に基づいて行政組織及び事務内容に関する規則制定等

首長(シンダコ) = 評議会議長

- 【任期】 5年
- 【権限】 ①評議会の招集及び評議会の議長の職 ②コムーネに委任された国及び州の事務の執行 ③法律・憲章及び条例により付与されたその他の権限 ④危機管理 ⑤公共機関・関連団体等における代表者の任免等
- 【兼職禁止】 なし

不信任

任免

任免

評議員

- 【任期】 5年
- 【権限】 コムーネ行政における事務事業の管理について、合
- 【兼職禁止】 なし

副首長

- 【任期】 5年
- 【権限】 シンダコ不在時の代理
- 【兼職禁止】 なし

ス ウ ェ ー デ ン

住 民

選 挙

コ ミ ュ ー ン 議 会

【任期】 4年

【権限】 以下の事項について議決：①事業の目標と方針 ②予算、課税及びその他の重要な財政的問題 ③専門委員会の組織と活動形態 ④委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出 ⑤監査委員及び監査委員代理の選出 ⑥政治的代表者に対する経済的な報酬の基準 ⑦各年度の活動報告の承認及び責任解除 ⑧住民投票 等

【兼職禁止】 事務職員の最高職

選 出

執 行 委 員 会

委員長、副委員長(1、2名)

【任期】 4年

【権限】 ①地方公共団体の活動を指揮調整 ②他の委員会の事務を監督 ③他の委員会その他の機関に対して必要な提案を行う。④対外的にコミューンを代表 ⑤議会で審議される議案の作成・公表 ⑥財務管理 ⑦議会の議決の実施 ⑧議会から委任された任務の遂行 等

【兼職禁止】 事務職員の最高職及び当該委員会の活動を担当する職員

(注) 委員会の構成員の数(5名以上)は、代理委員とともに議会で決定。通常、委員は議会における各党の議席数に応じて比例代表的に選出。委員は必ずしも議員である必要はない。

選 出

そ の 他 の 委 員 会

(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、その他任意の委員会設置可)

【権限】 各委員会が所掌する使命の遂行その他の事業

※【任期】 【兼職禁止】 (注)は、執行委員会と基本的に同じ。

選 出

監 査 委 員

監査委員代理

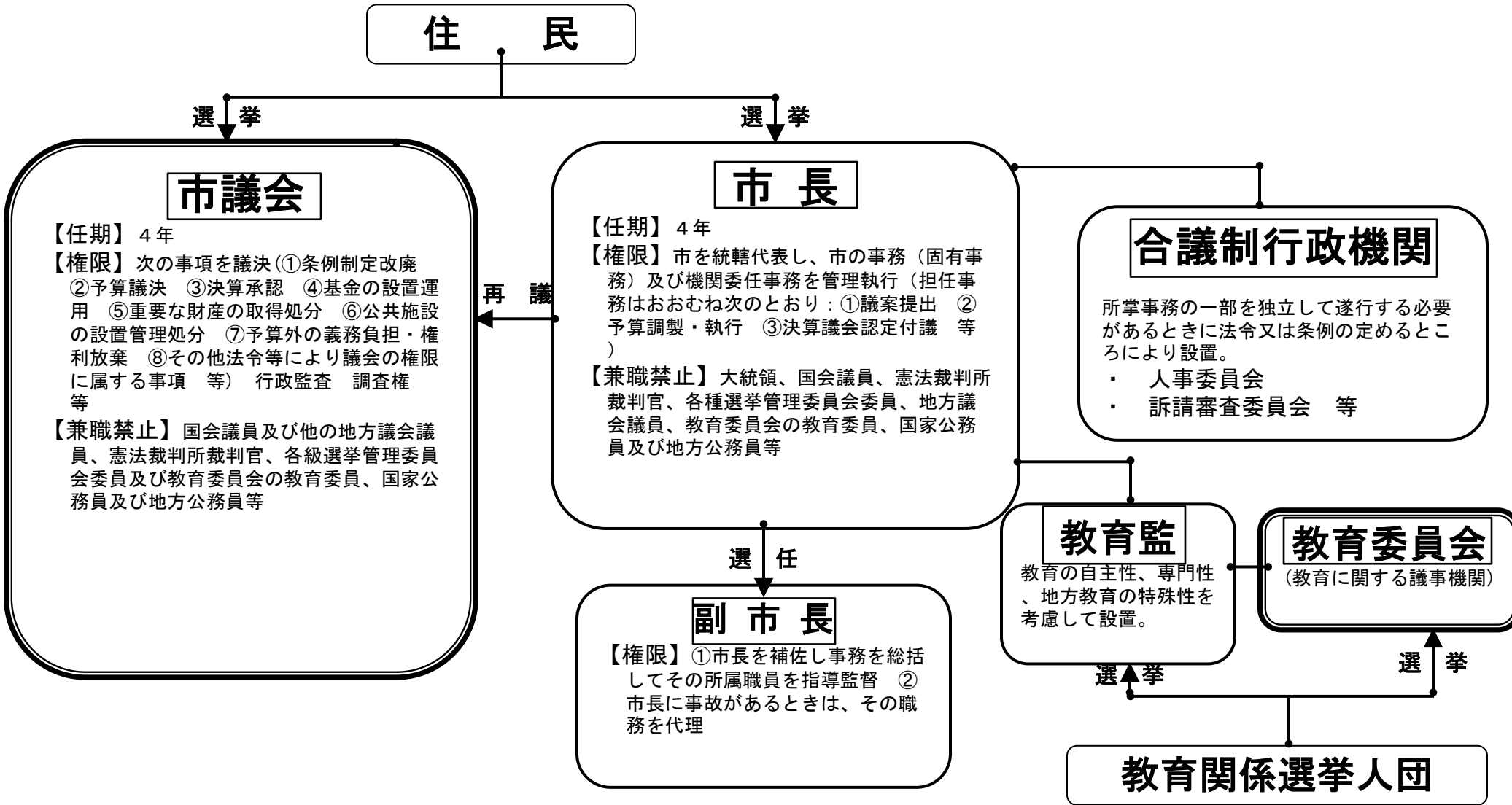
【任期】 4年(少なくとも3名ずつ)

【権限】 各委員会の活動及び会計の監査(各監査委員は独立)

【兼職禁止】 事務職員の最高職

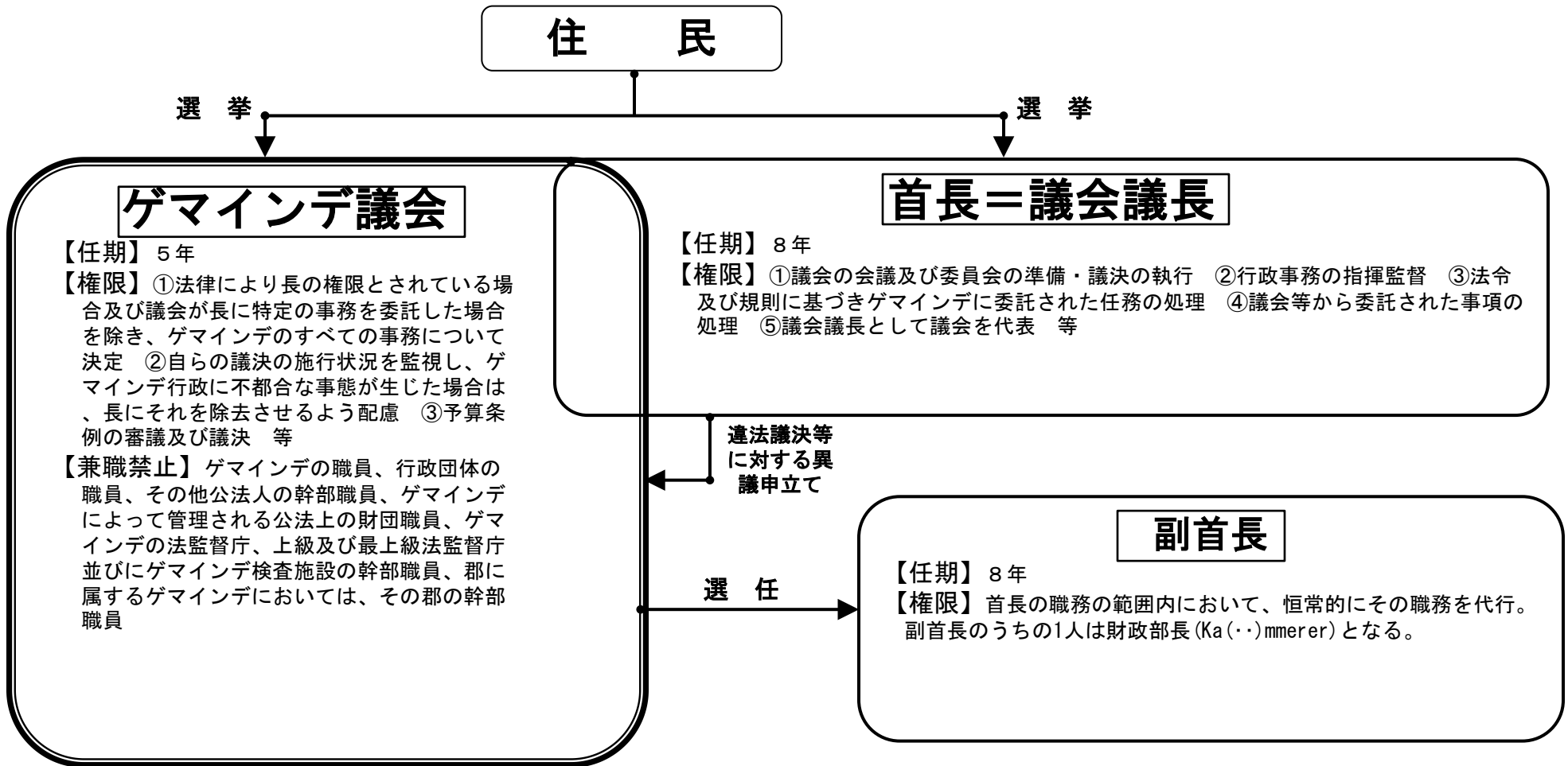
(注) 監査対象事務に責任を有する本人又は近親者は監査委員就任不可。

韓 国



ドイツ

(バーデン・ヴュルテンベルク州の例)



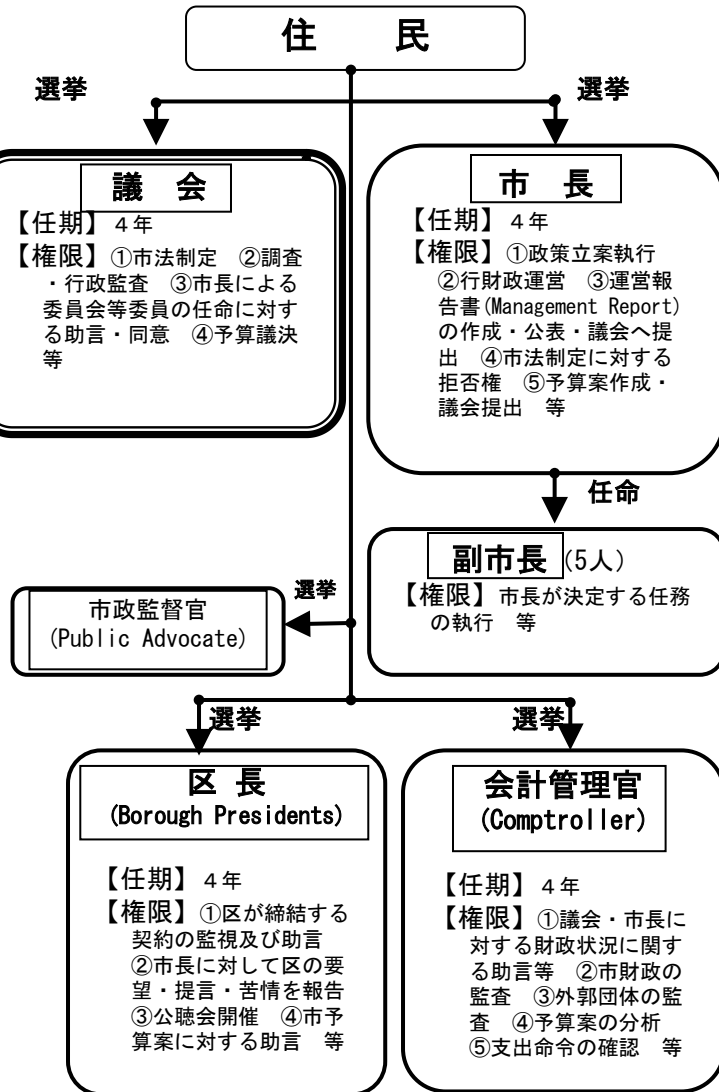
(注) : ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職 (Kassenverwalter) を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

出典 : 自治体国際化協会『ドイツの地方自治』(2003.3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規1996.9)、阿部照哉他『世界の憲法集』(第2版 有信堂 1998)

アメリカ

① 市長－議会型

(ニューヨーク州ニューヨーク市の例)

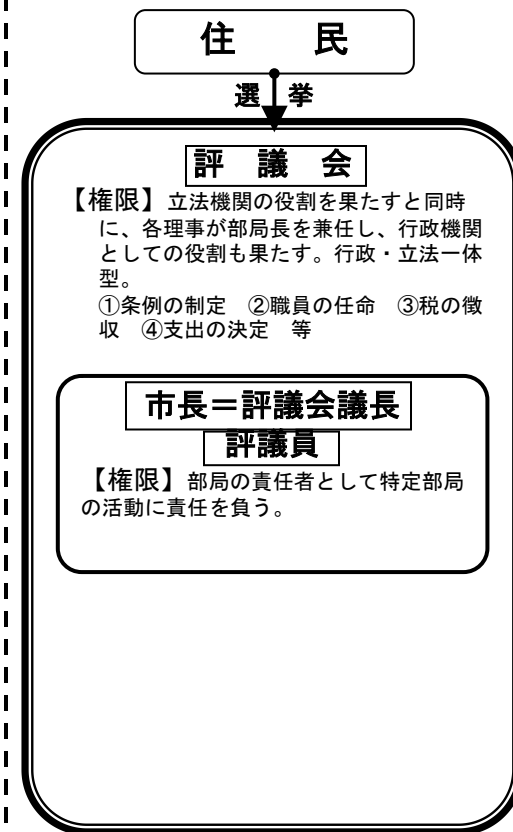


② 議会－支配人型

(ヴァージニア州スタントン市の例)



③ 評議会型



(注1)：2500人以上の地方自治体の①は4割以上、②は約58%、③は約1%。

(注2)：①の類型は、市長が優位に立つ「強市長・議会型」と、議会が優位に立つ「弱市長・議会型」とに分類できる。「強市長・議会型」は、市長が予算及び各事業の執行など幅広い権限を持ち、行政の全責任を負い、拒否権の行使等により立法過程にも関与できるもの。「弱市長・議会型」は、主要な行政官が議会の指名や公選によるなど、市長の行政権限が限定されているもの。

(注3)：行政委員会として、例えばニューヨーク州下の市町村では、都市計画委員会、人権委員会、麻薬利用防止委員会、環境保護委員会、住宅委員会、障害者委員会等が存在する。

(注4)：②の類型には、直接公選の首長が置かれるものもある。